

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）／プローブ等車両情報を活用したアーキテクチャに基づく物流効率化のための調査・実証」に係る公募要領

2020年4月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）／プローブ等車両情報を活用したアーキテクチャに基づく物流効率化のための調査・実証」に係る公募について
(2020年4月9日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2020年度「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）／プローブ等車両情報を活用したアーキテクチャに基づく物流効率化のための調査・実証」に係るプロジェクトを実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

本プロジェクトは、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）／プローブ等車両情報を活用したアーキテクチャに基づく物流効率化のための調査・実証」

2. 事業概要

(1) 背景

交通事故の低減や交通渋滞の削減、高齢者や移動制約者の方々のモビリティの確保といった社会的課題の解決に加え、物流や移動に係る新たなサービスやビジネスの創出など自動運転がもたらす社会変革への大きな期待があることを背景に、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの拡張）においては、自動運転を実用化し普及拡大していくことにより、交通事故の低減、交通渋滞の削減、交通制約者のモビリティの確保、物流・移動サービスのドライバー不足の改善・コスト低減等の社会的課題の解決に貢献し、すべての人が質の高い生活を送ることができる社会の実現を目指している。

(2) 目的

現在、トラック物流業界では、過酷な労働環境やドライバー不足が深刻化しており、増大する貨物輸送量に十分に対処することができず、経済への悪影響が懸念され、官民で様々な手が打たれているところである。

課題の解決策の1つとして、自動運転技術を用いたサービスの導入にも期待されており、これまで SIP 自動運転において、物流に関する施策としては、道の駅を拠点とした自動運転サービスの実証実験にて農産物等の輸送（貨客混載）に取り組んできた。また、官民 ITS 構想・ロードマップ 2019 では、2020 年代前半の「高速道路での隊列走行トラック（レベル 2 以上）」、「限定地域での無人自動運転配送サービス」の実現や、2025 年以降の「高速道路での自動運転トラック（レベル 4）」の実現を目標に研究開発、様々な実証実験が行われているところである。

一方、ドライバー不足問題の要因としては、ドライバーの通常業務である運転及び荷積み、荷下ろし作業にかかる時間の他に、物流センターや倉庫等に入場する前の順番待ち時間が発生することにより業務（拘束）時間が長時間化していることが挙げられている。この問題の解決には、個別に限定された地域の状況に応じ、積荷の情報と車両・プローブ情報を統合した運行

スケジュールを制御することで、手待ち時間の短縮を図ることが効果的であると考えられる。

本施策では、物流に係る車両・プローブ情報の利活用拡充を目途とし、情報やデータの利活用に向けたアーキテクチャの構築についての議論を行うための基礎調査を行い、実証実験の企画立案、実行、評価検証をすることを目的とする。

(3) 事業内容

本プロジェクトの受託を希望される方は、以下を確認し、御応募ください。

a～fの項目について、調査、分析を行い、ドライバーの業務時間の長時間化についての課題を整理した上で、データ利活用による解決手段を確認できる実証実験を企画し、実行、評価を行う。また、調査、分析を行い、情報やデータの利活用に向けたアーキテクチャの構築についてデモンストレーション等を実施する。

情報やデータの利活用に向けたアーキテクチャの構築にあたっては、SIP 先行施策「自動運転・運転支援に係るアーキテクチャの設計及び構築のための調査研究」の受託者と情報交換しデータ連携等を行うこと。

a. トラック物流業界の現状調査

以下を調査のこと。

- i. 人口動態や経済活動による輸送トン数、輸送トンキロ、輸送量の地域集中度合い等の変化
- ii. 今後の輸送供給力の見通し（ドライバー不足の影響の見通し）
- iii. 自動運転適用領域（幹線、ラストマイル、限定空間等）別の現状

b. 物流における長時間労働についての実態把握

以下を調査のこと。

- i. 現状の長時間労働の実態（これまでの調査結果含む）
- ii. 長時間労働の発生個所
（物流センター内、高速道路の SA・PA 等、典型的な物流拠点を分類・整理）
- iii. 長時間労働（手待ち時間／手待ち時間以外）発生の要因

c. 対策立案および効果試算

物流トラックに搭載する情報端末で得られる位置情報、テレマティクス情報、プローブ情報等の活用による手待ち時間の短縮方策の検討及びその効果の試算を行うこと。

d. 実証実験の企画立案と運営実行及び評価検証

- i. 手待ち時間の短縮に有用となる物流トラック（OEM）から得られるデータの項目、仕様、期間等を具体化し購入した上で、シミュレーションによる効果検証を実施すること。但し、今年度実証については課題出しと方向性の決定を主眼としてスピーディに検証まで実施すること。
- ii. 実証実験の企画にあたっては、上記 a-c. の調査を踏まえ、物流業界全体の意見を集約できるよう参加者を選定すること（トラック製造メーカー、大規模～中小の運送事業者等）
- iii. 評価検証にあたっては、業界全体、全国での実用化を見据え課題を抽出した上で、データフォーマットの統一など早急に必要な対応案と、次ステップとして次年度以降、参加

者や実証地域の拡充を見据え行うべき実証実験についての企画案を提案すること。

e. 物流における自動運転サービス導入のニーズと課題についての調査研究

以下について調査のこと。

- i. テレマティクス及び車両プローブ情報等の利活用の現状（トラック製造メーカ、運送事業者ヒアリングを含む）
- ii. 将来の自動運転技術活用への期待

f. 物流の効率化に有用となる情報やデータの利活用に向けたアーキテクチャの構築

- i. 物流トラック（OEM）から得られるデータを活用した物流効率化など将来のデータ連携／活用に向けたアーキテクチャを整理すること
- ii. SIP 自動運転（システムとサービスの拡張）施策である「自動運転・運転支援に係るアーキテクチャの設計及び構築のための調査研究」と連携し、同施策において構築予定のアーキテクチャへの織り込みを図るとともに、立ち上げ予定のポータルサイトの活用を検討すること。

(4) 研究開発スケジュール

本事業では以下スケジュールを予定する。

以下を元の実現性を明確化したうえで計画を提案すること

2020年6月～ 物流における課題の調査

2020年7月～ 実証実験の企画、実施

2020年12月～ 実験結果の評価・分析

2021年2月 次年度以降の方向性について提案

2021年2月 最終成果報告

(5) 事業期間と事業規模

・実施期間：2020年度（2021年2月26日）まで

・事業規模：80百万円以内

契約額は、審査の結果及び国の予算の変更等により、申請額から減額することがあります。

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(16)までの条件、「研究開発計画」及び本公募要領に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDO がプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。

- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について提案時に別添 2：研究開発成果の事業化計画書の様式に従い、事業計画を提出すること。
- (8) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。
- (9) 実証実験の PR 映像撮影、報道機関への発信、SIP 関係者による試乗会等に協力依頼を行う可能性があり、依頼を受けた際には協力すること。
- (10) SIP 第 2 期自動運転に関連するワークショップや SIP 成果発表会、イベントや広報活動などの情報発信時には、必要に応じて説明パネル及び英文資料等の作成、説明者派遣などに協力を行うこと。
- (11) SIP 第 2 期自動運転で定期的開催する WG 及び TF において進捗報告を実施し、適宜関係者と情報共有を図ること。
- (12) 当該プロジェクトの実施状況について、実施計画策定において主要なシーンを設定したうえで、各 1 回ずつ動画撮影を行うこと。動画の撮影目的は実験状況の確認を主としたうえで各シーンにて必要な撮影時間や撮影ポイント等を検討すること。また、動画品質は FHD(1080p)以上の解像度を想定する。撮影した動画データについては、NEDO に成果報告書の別添として納品すること。
- (13) 当該プロジェクトの実施にあたっては、トラック製造メーカ、運送事業者、関係省庁等から構成される検討会を立ち上げ、定期的開催し、検討を進めること。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書 15 部（正 1 部、副 14 部）を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて御提出ください。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

（公募期間：2020 年 4 月 9 日（木）から 2020 年 5 月 11 日（月））

- (1) 提出期限：2020 年 5 月 11 日（月）正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

- (2) 提出先： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI 部 モビリティ G 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー19 階

※郵送の場合は封筒に『「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 2 期／自動運転

(システムとサービスの拡張) / プローブ等車両情報を活用したアーキテクチャに基づく物流効率化のための調査・実証」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※持参の場合はミューザ川崎 16 階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 担当部に相談すること。

5. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添 1 を御参照ください。別添 2 に従って研究開発成果の事業化計画書を作成してください。
- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、15 部 (正 1 部、副 14 部) です。
- ・ 別添 1 から 5 については、電子媒体 (CD-R 等) 1 部も提出してください。電子媒体の保存形式は、Word、Excel、PowerPoint のいずれかとし、PDF 形式での保存はご遠慮ください。

(2) 提案書に添付する書類

- ・ 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
- ・ 会社案内 (会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書) 1 部 (提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要)
- ・ 直近の事業報告書 1 部
- ・ 財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書) (3 年分) 1 部
- ・ NEDO が提示した契約書 (案) (本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します) に合意することが提案の要件となりますが、契約書 (案) について疑義がある場合は、その内容を示す文書 2 部 (正 1 部、副 1 部)
- ・ 研究開発責任者候補の研究経歴書及び主要研究員の研究経歴書 (詳細は別添 3 を参照ください)
- ・ 若手研究者 (40 歳以下) 及び女性研究者数の記入について
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 (詳細は別添 4 を参照ください)
- ・ NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票 (詳細は別添 5 を参照ください)。
- ・ e-Rad を用いる場合は、e-Rad 応募内容提案書 (詳細は(4)を参照ください)。
- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し 1 部。
(注) 連携している、又は連携しようとしている国外企業等が NEDO の指定する相手国の研究開発支援機関 (スペイン政府・産業技術開発センター (CDTI) が該当。) の支援を受けようとしている (又は既に受けている) 場合は、NEDO が提供する交付申請書 (英文様式) の写し、若しくは既に認証を取得しているのであれば交付決定書及び認定証 (ラベル) の写し 1 部。詳細は NEDO ウェブサイトにて御確認ください。

ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム (JSIP)

https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.html

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。

- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ別添 7 の「提案書類受理票」に会社名等御記入の上、送付（持参）してください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

6. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実

- 績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等)。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか(企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どの様な形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。)
 - vii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。
 - viii. 総合評価

なお、採択審査におけるv.応募者の能力、vi.事業化による波及効果の評価については、中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

また、若手研究者(40歳以下)や女性研究者が研究開発責任者もしくは主要研究者として登録され、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
 - 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。

(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
 - 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - 4. 経営基盤が確立していること。
 - 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - 6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）は NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO 負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

2020 年

4 月 9 日： 公募開始

4 月 16 日： 公募説明会（会場：NEDO 分室 霞が関）

5 月 11 日： 公募締切

5 月中旬（予定）： 採択審査委員会（外部有識者による審査）

5 月下旬（予定）： 契約・助成審査委員会

6 月上旬（予定）： 委託先決定、公表、契約

8. 留意事項

(1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

【参考】

・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

・ 委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

- ・ 「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動運転（システムとサービスの拡張）研究開発計画」（2019 年 7 月 11 日）の第 4 項「知財と評価に関する事項」に従い、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

- ・ ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」(別添 2)を変更し提出していただきます。

(5) 戦略的イノベーション創造プログラム第 2 期の要件

戦略的イノベーション創造プログラム第 2 期の要件として以下の項目が求められています。提案内容・研究計画は当該項目を考慮して作成ください。

- ① Society5.0 の実現を目指すもの。
- ② 生産性革命が必要な分野に重点を置いていること。
- ③ 単なる研究開発だけではなく社会変革をもたらすものであること。
- ④ 社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとって重要な分野
- ⑤ 事業化、実用化、社会実装に向けた出口戦略が明確 (5 年後の事業化等の内容が明確)
- ⑥ 知財戦略、国際標準化、規制改革等の制度面の出口戦略を有していること。
- ⑦ 府省連携が不可欠な分野横断的な取り組みであること。
- ⑧ 基礎研究から事業化・実用化までを見据えた一貫通貫の研究開発
- ⑨ 「協調領域」を設定し「競争領域」と峻別して推進 (オープン・クローズ戦略を有していること。)
- ⑩ 産学官連携体制の構築、研究開発の成果を参加企業が実用化・事業化につなげる仕組みやマッチングファンドの要素をビルトイン

- ・ マッチングファンドの要素について

戦略的イノベーション創造プログラム第 2 期の要件として、マッチングファンドの要素が求められていることから、採択後については毎年度、民間からの自己投資負担額の提出を求める可能性があります。

(6) 研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入

NEDO が指名・委嘱する PL 等 (プロジェクトリーダー、プロジェクトリーダー代行、サブリーダー) の候補となる研究開発責任者候補と、「各事業項目の責任者となる登録研究員」及び「各事業項目を超えて統括責任者となる登録研究員等」となる主要登録研究員について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添 3 を御覧ください。

(7) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定 (くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定) の状況を記載していただきます。詳細は別添 4 を御覧ください。

(8) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添 5 を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(9) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。

(10) 知財マネジメント

- ・ 本プロジェクトの知財に関しては「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第 2 期自動運転 (システムとサービスの拡張) 研究開発計画」(2019 年 7 月 11 日) の第 4 項「知財に関する事項」及び戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) / 自動走行システムの知的財産権取扱規程を参考に、適切な管理を行います。
- ・ 本プロジェクトでは、産業技術力強化法第 19 条 (日本版バイ・ドール規定) が適用されます。
- ・ 本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」(バイ・ドール調査) に御協力をいただきます。

(11) データマネジメント

- ・ 本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。詳細は、別添 8 を御覧ください。

(12) 標準化への対応

- ・ 市場や技術の特性や、戦略・ビジネスモデルに合致すれば、技術開発成果の ISO・IEC 等の国際標準化を積極的に取り組んでいただきます。

(13) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動 (以下、「国民との科学・技術対話」という) に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等 (本活動に係る事項のみで結構です) により NEDO に報告してください。

【参考】

2010 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について (基本的取組方針)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(14) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究

資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(15) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行

為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(16) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添8のとおりNEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(17) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸

出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(18) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(19) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

*委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産をNEDO から譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

9. 説明会の開催

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、説明会は中止いたします。公募説明会で説明予定であった資料を後日掲載するとともに、本事業の内容及び契約に関する質問等は、公募要領 10. 問い合わせ先においてお受けいたします。

10. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、下記まで E-mail にてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI 部（渡辺（将）、林）

mail : sipadus_publicoffering@nedo.go.jp

関連資料

資料 1：公募要領

資料 2：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）自動運転（システムとサービスの拡張）研究開発計画

資料 3：令和 2 年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の実施方針

資料 4：科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針

資料 5：戦略的イノベーション創造プログラム運用指針

別添 1：提案書作成上の注意、表紙、要約版、本文

別添 2：研究開発成果の事業化計画書

別添 3：研究開発責任者候補及び主要研究員研究経歴書の記入について

別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添 5：NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添 6：提案書類受理票

別添 7：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 2 期／自動運転（システムとサービスの拡張）知的財産権取扱規程

別添 8：NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

別添 9：契約に係る情報の公表について

別添 10-1：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 2 期／自動運転（システムとサービスの拡張）に関する知的財産権移転等に関する特別約款

別添 10-2：戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 2 期／自動運転（システムとサービスの拡張）に関する知的財産権移転等に関する特別約款（大学・国立研究開発法人等用）